

2021 年度
立命館大学産業社会学部産業社会小論文方式
小論文試験問題

＝回答用紙記入に関する注意点＝

- ・行頭で 1 マスをあける必要はありません。
- ・改行をする必要はありません。
- ・アルファベットや数字は 1 マスに 1 字とします。

次の問題文を読んで以下の問1から問3までの設問に答えなさい。

現在の日本には、国籍や生まれた国を問わず、言葉や文化の壁で困っている子どもたちがたくさんいます。肌や瞳、髪の色の違い、日本ではあまり耳慣れない名前などによって差別やいじめを受けて、悩んでいる子どもたちもいます。外国人支援に関わる人々は、こうした子どもたちを「海外にルーツを持つ子ども」と呼び、日本語教育や居場所づくりなどの支援を行っています。「海外にルーツを持つ子ども」の正確な定義はないものの、一般的に「両親のどちらかあるいは両方が外国出身者である子ども」という意味で使われています。

そもそも外国人とは、誰を指すのでしょうか？ 出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）によれば、外国人とは単純に「日本の国籍を有しない者」を指します（第二条の二）。生まれた国や言葉は関係なく、日本国籍を有する者が「日本人」ということになります。外国人は日本政府の許可（在留資格）を得た上で、日本に在留することができます。

第二次世界大戦前後より日本に居住する旧植民地出身者をオールドカマーといい、新たに来日した外国人をニューカマーと呼びますが、近年の外国人の増加は、ニューカマーの来日によるものです。現在、在留外国人の出身国で最も多いのは中国で全体の28.0%を占め、以下、韓国（16.5%）、ベトナム（12.1%）、フィリピン（9.9%）、ブラジル（7.4%）の順になっています。

日本に在留する外国人の数は、1989年の入管法改正で日系三世まで定住資格が認められたことをきっかけに増加し、2018年には273万人に達しています。2019年4月から施行された新たな在留資格「特定技能」では、介護や外食、農業などの人手不足が深刻な14業種に5年間で最大34万5150人の受け入れが見込まれているため、在留外国人の数は今後さらに増加すると見込まれます。

2018年時点で、在留外国人の数が日本の全人口（1億2644万人）に占める割合は約2%です。この割合は今後、在留外国人の数の増加と、少子高齢化による日本人の数の減少によって、増えていくと予想されます。すなわち、国内における外国人の存在感が増していくと考えられます。

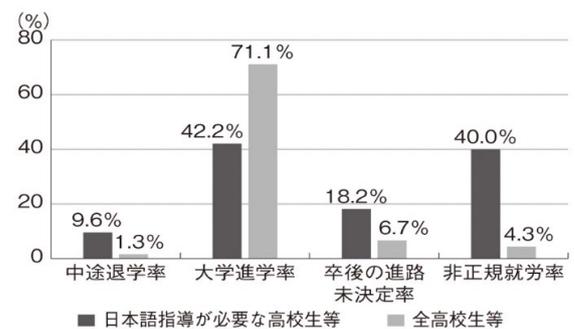
在留外国人が増えているといっても、「ほとんどは短期滞在で自国に戻るのだろう」と考える方もいるかもしれません。でも実際にはそうではありません。多くの在留資格で、配偶者や子どもなどの家族の帯同が認められていますので、一緒に来日したり、来日後に生まれたりして、外国人の子どもも増えています。法務省の「在留外国人統計」によれば、0～19歳の在留外国人の数は、2008年の約29万人から、2018年には約35万人にま

で増えています。日本国籍の海外にルーツを持つ子どもについては、統計はないものの、同様に増えていると考えられます。「両親の一方あるいは両方が外国人」である子どもの出生は、毎年3万5000人前後で推移しています。これらの子どもの出生数が、日本の全出生数に占める割合は、年々高くなってきています。2018年の出生では、27人に1人が、両親のどちらかが外国人の赤ちゃんでした。

2019年4月に施行された改正入管法をきっかけに、外国人労働者だけでなく、その子どもたちを取り巻く環境にも、フォーカスが当たり始めました。メディアを通じて、外国人の子どもたちの生活や教育の問題が浮かび上がり、支援のあり方をめぐる議論がにわかに活発になってきています。在留外国人の増加は少なくとも30年前から始まっているので、以前からあったけれど私たちの無関心から埋もれていた問題が、ようやく日の目を見たということなのでしょう。

では、海外にルーツを持つ子どものうち、日本語がわからず、学校生活や勉強についていけない子どもはどのくらいいるのでしょうか。文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(2018年)によれば、公立小・中・高等学校等に在籍する外国人の子どもの数は、9万3133人で、そのうち日本語指導が必要な児童生徒の数は、4万485人でした。日本人で日本語指導が必要な児童生徒の数は、1万274人。両者を合わせると5万759人となり、2008年の3万3470人から10年間で1.5倍まで増加しています。日本語指導が必要な高校生の進学・就職状況は図のような結果となりました。

日本語指導が必要な高校生の進学・就職状況



注：ここでの高校生等とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、および中等教育学校後期課程で、特別支援学校高等部は除く。
出典：文部科学省「平成30年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

また、同調査によれば、日本語指導が必要な外国人の児童生徒の21%、日本人の児童生徒の26%が学校で日本語指導などのサポートを受けていませんでした。数にして1万強の海外にルーツを持つ子どもたちが無支援のまま放置されています。外国人の子どもは「特別支援学級」への在籍率が高いという調査もあります。毎日新聞が文部科学省への情報公開請求により行った調査によると、外国人が多く住む25市町の公立小・中学校に通う外国人の子どもの5.4%が、「特別支援学級」に在籍していました。25市町の全児童生徒のうち特別支援学級に在籍しているのは2.5%で、外国人の子どもの在籍率はその2倍強でした。

日本語が苦手な知能検査の結果が低くなってしまいう事情や、保護者が学校の説明を理解

できないまま、特別支援学級への在籍に同意してしまうケースがあるそうです（毎日新聞 2019 年 9 月 1 日）。実際に発達障害でない場合には、安易に障害と決めつけられたことで、学びの可能性を狭められてしまいます。

さらに驚くことに、そもそも就学していない子どもたちもいます。文部科学省は 2019 年 9 月、日本に住む外国人の子ども全体の 16%にあたる 1 万 9654 人が、小・中学校などに通っていない「不就学」の可能性があると発表しました。不就学の子どもが生まれるのは、外国人が日本の義務教育の対象になっていないためです。ただし、国際人権規約等により、保護者が公立小中学校への就学を希望する場合は、日本人と同じ教育を受ける機会が保障されています。

不就学の子どもの全貌はまだわかっていませんが、一部は自宅にこもって過ごしていると考えられます。保護者や子ども自身が就学を控えるケースがある一方で、自治体が「日本語がわかるようになってからの編入をおすすめします」と、受け入れを事実上断るケースもあるそうです（朝日新聞 2019 年 10 月 19 日）。

こうした問題の背景には、自治体における予算や人員、ノウハウの不足があります。海外にルーツのある人が多く集まる地域では、教員が多く配置されたり、受け入れのノウハウが共有されたりしている一方で、そうでない地域では積極的な対応を取らない傾向にあります。文部科学省の調査でも、約 3 分の 1 の自治体が、外国人の子どもがいる家庭に小中学校入学前に就学案内を送っていませんでした。

2019 年 6 月、海外にルーツを持つ人々への日本語教育の充実を促す「日本語教育推進法」が成立し、国や自治体には日本語教育を進める責務、企業には雇用する外国人に教育機会を提供するよう努める責務があると明記されました。しかし、実際にはその対応は自治体まかせとなっています。外国人の子どもがどの地域に住んでも「教育を受ける機会」が保障されるよう、政府主導で取り組むべきではないでしょうか。

（出典：可知悠子「保育園に通えない子どもたち 無園児という闇」、2020 年。
問題作成の都合で、一部省略、または表現を変更・追記したところがある）

問 1

問題文中の図からは、日本語指導が必要な高校生の進学、就職について、どのような傾向を見出すことができるか、100～150 字でまとめなさい。

問 2

筆者はなぜ外国人の子どもがどの地域に住んでも「教育を受ける機会」が保障されるように、政府主導で取り組むべきだと考えているのか、問題文中で指摘されている外国人の子どもが抱えている課題にも触れながら、300～400 字でまとめなさい。

問 3

問題文中でも触れられているように、現在、外国人の子どもの教育を拡充させる努力が国や自治体などで行われている。このような社会的動向に対して、あなたはどのように考えるか 300～500 字で述べなさい。

以上